指定申請等手数料について

神奈川県では、介護サービス事業者の新規指定(許可)及び指定(許可)の更新の申請に対する審査について、応益負担の観点から、地方自治法第 227 条に基づき、手数料を徴収しています。

1 手数料改定時期

平成 26年4月1日以降の受理分から

2 審査手数料の額

2 番宜于数科の額		
事業の種類	新規指定 (許可)申請	指定(許可) 更新申請
居宅介護支援	20,030円	10,030円
居宅サービス (訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与、特定福祉用具 販売)	1サービスにつき 20,030円	1サービスにつき 10,030円
居宅サービス (短期入所生活介護、短期入所療養介護)	1サービスにつき 20,050円	1サービスにつき 10,030円
(訪問リハビリテーション(介護老人保健施設の開設許可申請と併せて申請する場合及び保険医療機関について指定があったものとみなされる場合を除く。))	20,030円	10,030円
(通所介護、特定施設入居者生活介護)	30,050円	10,030円
施設サービス(介護老人福祉施設)	45,050円	25,030円
施設サービス(介護療養型医療施設)		25,030円
施設サービス(介護老人保健施設)	63,050円	25,030円
介護予防サービス (介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介 護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売)	1サービスにつき 10,030円	1サービスにつき 10,030円
介護予防サービス (介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護)	1サービスにつき 10,050円	1サービスにつき 10,030円
(介護予防訪問リハビリテーション(介護老人保健施設の開設許可申請 と併せて申請する場合及び保険医療機関について指定があったものと みなされる場合を除く。))	10,030円	10,030円
(介護予防通所介護、介護予防特定施設入居者生活介護)	15,050円	10,030円

- (注) 1 みなし指定などについては、手数料納付の必要はありません。
 - 2 変更届 加算届などについては、手数料の徴収はありません(介護老人保健施設を除く)。
 - 3 介護老人保健施設の一部の変更許可に係る手数料は、33,050円です。

3 納 付 方 法

申請時に証紙貼付用紙(次項)に神奈川県収入証紙を貼付してご提出ください。(収入印紙ではありません。)

この手数料は、申請の審査のための手数料であるため、審査の結果、新規指定、指定更新等ができない場合でも手数料は、返還できません。

神奈川県収入証紙は、県庁内の売店のほか、県内各地で販売しておりますので、お近くの販売所で購入してください。「神奈川県収入証紙販売所のご案内」

http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f235/

4 手数料の納付例

介護老人福祉施設及び併設事業所の例		介護老人保健施設及び併設事業所の例			
介護老人福祉施設 通所介護 予防通所介護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援	新規指定 45,050 円 30,050 円 15,050 円 市町村指定 20,030 円 計 110,180 円	更新申請 25,030 円 10,030 円 10,030 円 市町村指定 10,030 円 計 55,120 円	介護老人保健施設 短期入所療養介護 予防短期入所療養介護 通所リハビリ 予防通所リハビリ 居宅介護支援	新規指定 63,050 円 みなし指定 みなし指定 みなし指定 みなし指定 みなし指定 20,030 円 計 83,080 円	更新申請 25,030 円 みなし指定 みなし指定 みなし指定 みなし指定 みなし指定 10,030 円 計 35,060 円

証 紙 貼 付 用 紙

新規・更新・変更(いずれかに をしてください)

神奈川県収入証紙貼付欄				
事業所又は施設の名称:		円		
サービス種別:	事業所番号(新規除く): <u>14</u>			
誤りを防止するため、 サービス種別毎に用紙を分けて 貼付しても用紙を分けて貼付してください。)	ってください。(居宅サービスと介護予防	iサービスについ		

手数料の額

事業の種類	新規指定 (許可)申請	指定(許可) 更新申請
居宅介護支援	20,030円	10,030円
居宅サービス (訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売)	1サービスにつき 20,030円	1サービスにつき 10,030円
居宅サービス (短期入所生活介護、短期入所療養介護)	1サービスにつき 20,050円	1サービスにつき 10,030円
(訪問リハビリテーション(介護老人保健施設の開設許可申請と併せて申請する場合及び保険医療機関について指定があったものとみなされる場合を除く。))	20,030円	10,030円
(通所介護、特定施設入居者生活介護)	30,050円	10,030円
施設サービス(介護老人福祉施設)	45,050円	25,030円
施設サービス(介護療養型医療施設)		25,030円
施設サービス(介護老人保健施設)	63,050円	25,030円
介護予防サービス (介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防 福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売)	1サービスにつき 10,030円	1サービスにつき 10,030円
介護予防サービス (介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護)	1サービスにつき 10,050円	1サービスにつき 10,030円
(介護予防訪問リハビリテーション(介護老人保健施設の開設許可申請と併せて申請する場合及び保険医療機関について指定があったものとみなされる場合を除く。))	10,030円	10,030円
(介護予防通所介護、介護予防特定施設入居者生活介護)	15,050円	10,030円

- (注) 1 みなし指定などについては、手数料納付の必要はありません。 2 変更届・加算届などについては、手数料の徴収はありません(介護老人保健施設を除く)。 3 介護老人保健施設の一部の変更許可に係る手数料は、33,050円です。